

産業統計部会・サービス統計・企業統計部会(合同部会)の審議状況について
 (中間年における経済構造統計の整備〔その1:基幹統計の再編〕)(報告)

項目	変更内容等	部会審議	審議の状況
		第1回	
基幹統計の指定の解除	<p>○「工業統計」、「商業統計」及び「特定サービス産業実態統計」(以下「3統計」という。)について、基幹統計の指定を解除する。</p> <p>[経済センサス-活動調査の中間年における「経済構造統計」を整備する一環として、3統計を「経済構造統計」に統合・再編することに伴うもの]</p>	●	<ul style="list-style-type: none"> 3統計の指定解除については、適当と整理 また、3統計の統合先である「経済構造統計」の指定内容については、現行のまま特段の変更を要しないものと整理 ただし、今回の基幹統計の統合・再編について、対外的には、3統計の指定解除という手続のみが示されることから、この手続が経済構造統計の整備・拡充につながるという趣旨が分かりにくい。については、指定解除によってもたらされる意義や効果等について、答申等の中で分かりやすく明記することが必要

<その他の審議事項>

経済構造統計とビジネスサーベイとの関係	<ul style="list-style-type: none"> 事務局から、 ① 「ビジネスサーベイ」は、それぞれの分野について、利用可能な統計から、国民経済計算の推計に活用されるデータを集めた集合体 ② 「経済構造統計(中間年)」は、ビジネスサーベイにデータを提供する統計の1つ <p>という整理イメージが示され、それを基に意見交換を行った。今後の審議において、更に共通認識を深めることとされた。</p>
経済構造統計として作成される統計の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 諮問(その2)として予定される基幹統計調査の調査計画を踏まえ、今回の部会で示された論点等を含め、今後、議論することとされた。

(注1)部会は全て合同部会として実施予定

第1回は4月3日(火)に開催。

第2回は4月26日(木)に開催予定。

第3回は5月18日(金)に開催予定。

第4回は5月31日(木)に開催予定。

第5回は6月14日(木)に開催予定。

第6回は6月28日(木)に開催予定(答申案の方向性についても確認)。

(注2)基幹統計調査の調査計画については、4月20日(金)の第121回統計委員会において諮問し、第2回(合同部会)以降に、審議予定。

産業統計部会・サービス統計・企業統計部会(合同部会)の審議状況について

(中間年における経済構造統計の整備〔その2:基幹統計調査の再編〕)(報告)

項目	実施・変更内容等	部会審議					審議の状況
		第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	
I 経済センサス-基礎調査							
1 調査計画 (1)調査の目的・必要性	○ 事業所母集団データベースの整備に資するとともに、我が国における事業所及び企業の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすることを目的に実施	●	●				・次の①②に掲げる観点から、画期的な取組と評価でき、 適当 と整理 ① 法人企業統計調査の母集団名簿とのかい離を縮小し、事業所母集団データベースの更なる整備・充実に資するものであること
(2)報告者数	○ 法人番号の通知状況等の行政記録情報等を活用して、前回調査の約620万事業所から約770万事業所を対象を拡大	●	●				② 外観調査及びローリング調査の実施により、報告者及び地方公共団体・統計調査員双方の負担軽減を図りつつ、事業所の存廃実態を的確に把握しようとするものであること
(3)調査事項・調査方法	① 甲調査(民営事業所) ・ 全事業所について、調査員が目視確認(外観調査)により活動状態を把握 ・ その上で、新規に把握した事業所に対しては、調査票を配布して、主な事業の内容、年間総売上金額等を把握 ② 乙調査(国・地方公共団体の事業所) ・ 電子メールを用いたオンライン調査により調査票を配布し、職員数、主な事業の内容等を把握	●	●				◆ただし、今回の調査結果は、調査票の配布対象となる、新たに把握した事業所を中心に集計されることから、その公表に当たって、利活用上の注意点や留意点等の情報提供を工夫・充実し、有用性の向上を図る旨を指摘
(4)調査期間 (周期・実施時期)	① 甲調査(民営事業所) 平成31年(2019年)6月1日から平成32年(2020年)3月31日までの10か月間をかけて、全国の事業所を順次調査 ② 乙調査(国・地方公共団体の事業所) 毎年6月1日現在で全国一斉に調査	●	●				◆本調査の在り方を含め、平成34年(2022年)以降における事業所の適切な確認作業の態様について検討する旨を指摘 ◆個人経営の事業所を含め、経済活動の変化や事業所形態の多様化をよりの確に把握するため、更なる行政記録情報等の活用により、引き続き母集団情報の整備を検討する旨を指摘
(5)集計事項	① 速報集計 事業所の活動状態に関する集計を実施 ② 確報集計 ①に加えて、新規に把握した事業所に関する集計を実施		●				
2 前回答申時の 今後の課題への 対応状況	1 「総売上高」に係る調査の在り方や、関連統計調査を含めた調査期日の統一化を検討	●	●				・ 適当 と整理 (1)(3)(4)において審議)
※統計委員会答申 (平成25年6月)	2 ① 母集団情報の整備について、新たな情報の収集手法を検討し、事業所母集団データベースの整備事業として行っている事業所・企業への照会業務を拡充 ② 母集団情報の整備等のための調査の在り方について検討	●	●				・ 適当 と整理 (1)(1)(2)及び(5)において審議)
II 経済構造実態調査							
1 調査創設の 必要性	○ 製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的に実施		●				・次に掲げる観点から、画期的な取組と評価でき、 適当 と整理 ① 中間年における経済構造統計の作成に当たり、中核となるデータを提供するものであり、GDPの9割以上を占める経済活動の実態や企業の多角化の状況、商業マージンに関する情報等を毎年提供することを可能とする調査
2 調査計画 (1)調査の名称	○ 調査の名称を「経済構造実態調査」とする			●			
(2)調査対象の 範囲、報告者の 選定方法	① 甲調査 ・ 個人経営の企業及び農林水産業、建設業等、一部の産業に属する企業を除くおおむね全ての産業分野の企業を対象 ・ 産業ごとに売上総額の80%を充足する範囲で、売上高上位企業から順に選定 ② 乙調査 ・ 特定のサービス業に属する企業、事業所を対象に、無作為抽出により選定			●	●		② 国民経済計算の推計にあつては、必ずしも十分でなかった中間年の現状に対して、より充実したデータを提供し、その推計精度の改善に大きな前進をもたらすものとして期待 ③ また、調査事項の区分ごとに報告者を限定するほか、結果の精度を維持し、早期提供を図るための観点を担保しつつ、プレプリントを広く採用するなど、報告者における負担軽減について、できる限り配慮
(3)調査事項	① 甲調査 ・ 「企業全体の売上(収入)金額」、「費用総額及び費用項目」、「企業全体の事業活動別の売上(収入)金額」等を把握			●	●	●	・今回の計画は、一次統計における報告負担に配慮しつつ、加工統計との連

項目	実施・変更内容等	部会審議					審議の状況
		第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	
	<ul style="list-style-type: none"> 卸売・小売業を主たる業とする企業については、さらに、「企業全体の年初及び年末商品手持額」、「年間商品仕入額」等を把握 企業の規模等の要件により、費用のより詳細な項目での把握や企業傘下の支所事業所に係る調査事項を把握 						携を体現した優れた事例としても、高く評価 ◆ただし、SUT体系への移行に係る検討状況を踏まえつつ、平成34年(2022年)以降における調査の範囲や調査事項等の見直しについて検討する旨を指摘 ◆また、産業横断的なデータ把握を主目的とする経済構造実態調査の中にあつて、特定のサービス産業に関する事業特性事項の把握に特化した乙調査の位置づけ及び調査事項について再検討する旨を指摘 ◆なお、乙調査を中心に申請書に添付された調査票及び集計事項一覧に多数の誤植が見られることから、速やかに精査した上で総務省に報告する旨を指摘
(4) 調査時期	○ 毎年5月下旬～6月下旬に実施(ただし、経済センサス-活動調査実施年を除く。)				●		
(5) 調査方法	○ 外部の調査実施事業者を活用した郵送・オンライン調査により実施				●		
(6) 集計事項	① 甲調査 <ul style="list-style-type: none"> 産業別経営組織別の企業等数、売上(収入)金額等を反映し集計 製造業に属する企業等において、本調査と工業統計調査で調査が重複している場合は、工業統計調査から調査票情報の提供を受けて集計に活用 ② 乙調査 <ul style="list-style-type: none"> 現行の特定サービス産業実態調査において行っていた都道府県別集計を取りやめ 				●		
(7) 調査結果の公表	○ 3回に分けて公表する。 <ul style="list-style-type: none"> 一次:調査実施翌年3月末 二次:調査実施翌年7月末 三次:調査実施翌年10月末 				●		
Ⅲ 工業統計調査							
1 調査計画の変更 (1) 調査の目的	○ 実施目的を、「工業統計の作成」から「中間年における経済構造統計の作成」に変更				●	・ 適当と整理 (中間年における経済構造統計の整備の一環として、工業統計が経済構造統計に統合・再編されることに伴うものであるとともに、経済構造実態調査と工業統計調査との円滑な同時・一体的実施に資するものであること)	
(2) 調査実施者	○ 経済産業省実施の調査から、総務省と経済産業省による共管調査に変更				●		
2 前回答申時の今後の課題への対応状況	① 経済センサスとの従業者数の把握範囲の相違の解消の検討				●	(対応済み(平成28年5月31日承認))	
	② オンライン調査の更なる推進				●	・平成29年調査から単独事業所を含む調査全体に拡大されているとともに、オンライン回答の増加のために対応が取られており、今後とも同様の対応を期待	
3 統計委員会で示された意見	○ 平成32年(2020年)において、都道府県・市区町村経由の調査員調査が連続して実施される予定であることから、地方公共団体の事務負担の軽減の対応検討				●	◆平成32年(2020年)における地方公共団体の事務負担の軽減方策について、地方公共団体と綿密に調整しつつ、早急に検討・策定する旨を指摘	
Ⅳ 商業統計調査、特定サービス産業実態調査							
1 調査の中止	○ 中間年における経済構造統計の整備の一環として、両調査を廃止(手続上は中止)				●	(第6回部会で審議)	
2 前回答申時の今後の課題への対応状況	① 商業統計調査 報告者負担の軽減から、調査票におけるプレプリント事項の拡大の検討				●	・Ⅱ1(3)において審議 (第4回部会で審議)	
	② 特定サービス産業実態調査 (i) サービス産業分野における統計の体系的整備の中での本調査の今後の在り方の検討 (ii) 各業種の特성에対応した調査事項の設定の検討				●	(i) Ⅱ1(2)において審議 (ii) Ⅱ1(3)において審議 (第4回部会で審議)	

<p><「今後の課題」として指摘することを想定している事項></p>	<p>【Ⅰ 経済センサス-基礎調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査結果の公表に当たっては、利用者の理解に資するよう、利活用上の注意点や留意点等、情報提供を工夫・充実すること。 ○ 事業所母集団データベースのよりの確な整備・更新に当たっての本調査の在り方を含め、平成34年(2022年)以降における事業所の適切な確認作業の態様について検討すること。 ○ 個人経営の事業所を含め、経済活動の変化をよりの確に把握するため、更なる行政記録情報等の活用により、引き続き母集団情報の整備・充実を検討すること。 <p>【Ⅱ 経済構造実態調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ SUT体系への移行に係る検討状況を踏まえつつ、平成34年(2022年)以降における調査の範囲や調査事項等の見直しについて検討すること。 ○ 特定のサービス産業に関する事業特性事項の把握に特化した乙調査の位置づけ及び調査事項について再検討すること。 <p>【Ⅲ 工業統計調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成32年(2020年)における工業調査と国勢調査との業務輻輳の発生を踏まえ、工業調査に係る地方公共団体における事務負担の軽減について、地方公共団体と綿密に調整しつつ、早急に検討・策定すること。 ○ 今後における経済構造実態調査への包摂に係る検討の中で、事業所母集団データベースの年次フレームを母集団名簿として用いることを検討すること。
--	--

(注1)部会は全て両部会の合同部会として実施

第1回は4月3日(火)、第2回は4月26日(木)、第3回は5月18日(金)、第4回は5月31日(木)、第5回は6月14日(木)に開催
第6回の6月28日(木)に、答申案の方向性について確認

(注2)第1回：[その1:基幹統計の再編]について審議

第2回以降：[その2:基幹統計調査の再編]について審議

答申案は、その1及びその2について併せて作成予定

想定される答申案の構成（案）

I 審議の総括

【I を設ける趣旨】

一つの趣旨・目的の下、複数の基幹統計及び基幹統計調査について一括して審議するものであることから、答申全体のサマリーを記述。併せて、II 以下の答申の構成も簡潔に記述。

II 基幹統計の統合・再編

- 1 諮問の内容
- 2 解除の適否及び理由等

諮問（その1）
の審議結果

III 基幹統計調査の統合・再編等

- 1 統合・再編等の全体像
- 2 経済センサス - 基礎調査の実施
 - (1) 本調査の意義・必要性
 - (2) 調査計画の概要
 - (3) 承認の適否及び理由等
- 3 経済構造実態調査の実施
 - (1) 本調査の意義・必要性
 - (2) 調査計画の概要
 - (3) 承認の適否及び理由等
- 4 工業統計調査の変更
 - (1) 変更の概要
 - (2) 承認の適否及び理由等
- 5 商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の中止

審議した項目（対象範囲、調査事項、調査方法等）について、個別に部会の判断を記載するのではなく、俯瞰的に判断を示していただいた上で、留意事項については、個別に明確化する形にしてはどうか。

諮問（その2）
の審議結果

IV 今後の課題

諮問全般を踏まえた中長期的課題

→ 個別の統計（調査）ごとだけでなく、複数の統計調査に関連する事項、基本計画に掲げられた取組の具体化を含めて、幅広く記載することにしてはどうか。